

委員 長 報 告 書

さる 6 月 25 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 11 号 市道路線の認定及び廃止について
を審査するため、6 月 29 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 11 号は、大型量販店が市脇地区に出店を計画していることに関連
し、道路としての利用がなくなる市道市脇区内相賀神社線の一部を市道廃
止するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いま
した。

委員から、大型量販店が出店した場合、市道廃止部分はどのように取り
扱うのか とのただしがあり、市道廃止すると行政財産になるが、さらに
用途廃止し地番設定をすることで普通財産となる。廃止部分が大型量販店
の敷地内にあるため、橋本市公有財産規則に基づき大型量販店と借地契約
して借地料を徴収することになる。借地料については、橋本市行政財産使
用料条例において土地評価額に 100 分の 4 を乗じて得た額と規定してい
るとの答弁がありました。

市道廃止部分の面積について ただしがあり 239.48 平方メートルであ
る との答弁がありました。